

○大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例

平成21年 7月27日条例第7号

改正

平成22年 9月30日条例第20号

大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における再生可能エネルギーの有効活用及び地域産業の活性化を図るため、事業者が新たに設置した大規模太陽光発電設備に係る固定資産税について不均一の課税をすることに關し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模太陽光発電設備 最大出力が50キロワット以上の太陽光発電設備（太陽光発電設備と同時に設置される付属装置等を含む。）であつて規則で定めるものをいう。
- (2) 事業者 法人又は事業を営む個人をいう。
- (3) 対象事業者 大規模太陽光発電設備を新たに設置した事業者をいう。

(固定資産税の不均一の課税)

第3条 市長は、対象事業者に対する大規模太陽光発電設備に係る固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をすることができる。

2 不均一課税は、大規模太陽光発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、大規模太陽光発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の価格を当該大規模太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の5の額とすることにより行う。

3 第1項の規定にかかわらず、既に大牟田市企業立地促進条例（平成20年条例第56号）又は大牟田市過疎地域自立促進特別措置法に基づく措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年条例第19号）の課税免除の対象となった大規模太陽光発電設備については、不均一課税をすることができない。

(不均一課税の申請)

第4条 不均一課税を受けようとする対象事業者は、不均一課税を受けようとする年度ごとに市長

に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、不均一課税をすることを決定するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付けることができる。

(対象事業者の地位の承継)

第5条 対象事業者は、合併、譲渡その他の事由により当該大規模太陽光発電設備を他の事業者へ承継する必要があるときは、その旨を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の承認について準用する。

4 第3条及び前条の規定は、第2項の規定により承認を受けた事業者について、準用する。

(不均一課税の決定の取消し等)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により決定を受けた対象事業者（前条第4項の規定により準用する第4条第2項の規定により決定を受けた事業者を含む。以下「決定事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、不均一課税の全部若しくは一部を取り消し、又は不均一課税をしなかった場合の固定資産税の額と不均一課税をした固定資産税の額の差額についてその全部若しくは一部を賦課徴収することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は第4条第3項（前条第4項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により不均一課税の決定を受けたとき。

(3) 大規模太陽光発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3年度間（以下「不均一課税の期間」という。）において、当該大規模太陽光発電設備の稼働を理由なく休止したとき、又はこれと同様の状態にあると市長が認めたとき。

(4) 不均一課税の期間において、大規模太陽光発電設備を撤去したとき、又はこれと同様の状態にあると市長が認めたとき。

(5) 不均一課税の期間において、前条第2項の規定による市長の承認を得ないで大規模太陽光発電設備を第三者に譲渡したとき。

(6) 不均一課税の全部又は一部の辞退を申し出たとき。

(7) その他不均一課税をすることが適当でないとして市長が認めたとき。

(報告及び調査)

第7条 市長は、決定事業者に対し、大規模太陽光発電設備の設置及び稼働の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に新たに設置される大規模太陽光発電設備に係る固定資産税から適用する。

(大牟田市企業立地促進条例の一部改正)

2 大牟田市企業立地促進条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「既に課税免除等」の次に「又は大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例(平成21年条例第7号)の不均一課税」を加える。

付 則 (平成22年9月30日条例第20号)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

2 改正後の大牟田市大規模太陽光発電設備設置促進条例第3条第3項の規定にかかわらず、大牟田市企業立地促進条例の一部を改正する条例(平成22年条例第18号)による改正前の大牟田市企業立地促進条例の課税免除等の対象となった大規模太陽光発電設備については、なお従前の例による。